

定額減税補足給付金（不足額給付）のご案内

不足額給付とは？

当初調整給付^(注)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

(注) 定額減税において、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、令和6年度に調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

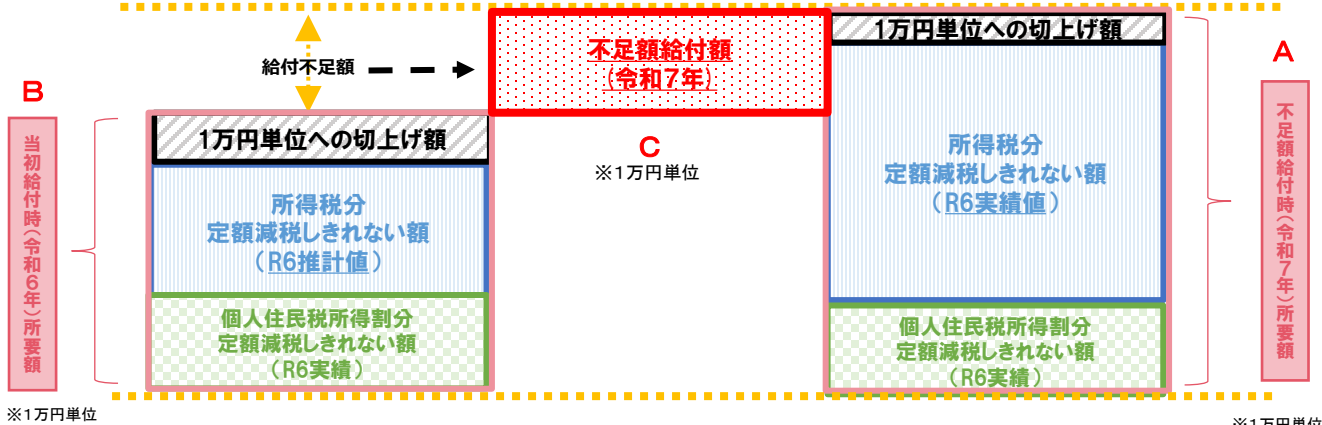
イメージ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{当初給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和6年)} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付金} \\ \text{不足額給付額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$

※1万円単位

【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

II 次の全ての条件を満たす方に対して、1万円単位で最大4万円（令和6年分所得税3万円、令和6年度分個人住民税所得割1万円）を支給

- ・ 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ
→ 本人として定額減税対象外である方
- ・ 「扶養親族」の対象外（制度上）
→ 青色事業専従者・事業専従者（白色）の方や、合計所得金額48万円超の方
- ・ 令和5年度非課税世帯への給付（7万円）、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）、令和6年度新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方

給付金の支給手続き

I に該当する方で昨年垂井町から調整給付金を支給した方

I に該当する方で左記以外の方

II に該当する方

支給のお知らせを送付します。

※本給付金の支給辞退、口座の変更等がなければ**手続き不要**です。変更があれば令和7年9月17日(水)までにご連絡ください。 ※それ以後の変更はできませんのでご注意ください。

確認書を送付します。内容をご確認いただき、必要書類の写し（本人確認書類、口座情報が確認できるもの）を添えて**返信してください。**

申請書を送付します。内容をご確認いただき、必要書類の写し（本人確認書類、口座情報が確認できるもの等）を添えて**返信してください。**

給付金額の算出については、デジタル庁が提供する「不足額給付のための算定ツール」を用いて計算しています。この算定ツールでは、令和7年度分個人住民税課税情報から令和6年分所得税額を算出する仕様となっています。

対象の可能性のあるのに書類が届いていない方や、書類が届いたが、不足額給付額に重大な相違がある場合は、申請期限までに下記までご連絡ください。

申請期限

令和7年10月31日（金）※当日消印有効



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします

お問い合わせ先

申請に関すること	垂井町役場 健康福祉課	社会福祉係	0584-22-7503
税に関すること	垂井町役場 税務課	住民税係	0584-22-7500

※内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一体措置もご覧ください

不足額給付

給付金・定額減税一体措置

検索

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)

